

令和6年度部局運営方針

総合政策部

運営方針

効果的・効率的な行政運営の推進

第5次総合計画後期基本計画及び第2期総合戦略、国土強靱化地域計画等に基づき、各種施策の実現を図るため、総合計画第9期実施計画を着実に推進するとともに、行政経営改革プランに基づき、施策の選択と集中を図りながら、限りある資源で最良のサービスを提供できるよう、効果的・効果的に行政運営を推進します。

また、市民から信頼される職員をめざして、職員の意欲と能力の向上を図るとともに、効果的・効率的な広報プロモーションの推進、様々な機会を通じた広聴機能の充実、人権施策推進プランに基づく人権施策の推進や人権啓発の充実など、市政全般にかかる施策推進に取り組んでいきます。

【重点施策】

第5次総合計画などの推進



【めざす方向】

第5次総合計画後期基本計画及び第2期総合戦略、国土強靱化地域計画に基づき、各種施策を推進するとともに、行政経営改革プランに基づき、施策の選択と集中を図りながら、総合計画第9期実施計画を着実に実行していきます。

また、本市が持つ魅力や可能性を最大限に活かすために、ブランディング事業を推進するとともに、今後の長期的なまちづくりの指針となる第6次総合計画及び第3期総合戦略の策定に向けた準備を行います。

更に、ふるさと納税（企業版ふるさと納税を含む）の拡充などの歳入確保や公民連携による民間活力のさらなる活用に取り組みます。

職員の意欲・能力の向上と働きやすくやりがいのある職場づくり



職員人材育成・確保基本方針に基づき、研修等により若手職員の能力開発、女性職員の活躍推進、管理職のマネジメント能力の向上に取り組めます。

また、社会人等や福祉分野の専門職など、幅広い年代・職種の採用について検討を進めるなど、時代の変化による市民ニーズに対応できる多様で優秀な人材の確保に取り組めます。

さらに、時間外勤務の抑制や年次休暇の取得を推進するなど、働き方改革を推進します。

効果的な広報プロモーションの推進と広聴機能の充実



広報紙や市ホームページ、SNSを活用し、市内外に対して本市の魅力を効果的に発信、市のイメージ向上を図ります。

また、市民と市長との意見交換会、書面や市ホームページなどを通じて、広く市民の声の聴取に努めます。

人権施策推進プランの推進および人権啓発の充実



人権施策推進プランに基づき、人権・平和啓発事業を推進し、人権・平和意識の醸成に取り組めます。

男女共同参画計画（第4期）に基づき、男女共同参画の促進を図り、男女共同参画意識の向上に務めます。